

「クリーンまつえ」運動 実施要領

1. 目的

「クリーンまつえ」運動（以下「本運動」という。）は、市民憲章推進協議会の事業として市民を中心に清掃活動を実施することにより、恵まれた自然環境をより一層美しく、明るく、住みよいきれいなまちにすることを目的とします。

2. 実施期間

春季： 6月13日（土）～28日（日）

秋季：10月10日（土）～25日（日）

※ 原則として一斉収集日の前2週間を本運動の実施期間とします。

3. 一斉収集日

春季： 6月28日（日） 収集開始 午前8時30分

秋季：10月25日（日） 収集開始 午前8時30分

4. 清掃場所

道路、公園、川岸、湖岸などの公共用地とします。

※実施場所は、各町内会・自治会等（以下「実施団体」という。）で決定します。

5. ごみの収集・運搬

- (1) 原則として、市民憲章推進協議会が派遣した車両（以下「パッカー車」という。）で行います。ただし、市民憲章推進協議会が発行する協力車両証を受けた実施団体は、自らの車両で搬入することができることとします。
- (2) 市民憲章推進協議会は、事前に作成した収集計画に基づき、パッカー車で収集作業を行います。収集開始時刻は8時30分とします。8時30分以降に出されたごみの当日収集は行いません。また、危険防止のため、市民によるパッカー車への積込作業は禁止します。
- (3) 愛護団（公園、道路等）の活動により発生するごみは、本運動の対象外ですので、作業を行う場合は所管課に収集についてご相談ください。

6. ごみの処分

- (1) 搬入先 エコクリーン松江(松江市鹿島町上講武1699-1)
- (2) 手数料 本運動で集められたごみについては、奉仕活動による清掃ごみとして、ごみ処理手数料の全額を免除します。

7. ごみの出し方

- (1) 本運動のごみは、市が各地区協議会事務局（公民館）を通じて実施団体に配布するボランティア袋に入れること。通常の家庭ごみ計画収集（週2回の可燃ごみ収集）のごみと分けて集積すること。袋に入っていないもの（野積みの草等）は、(2)を除き、原則収集しません。
- (2) 樹木の枝等で長いものは80cm程度に切断し、直径50cm程度の大きさに紐等で束ね集積場所に置くこと。ただし、枝木1本の太さが15cm以上のものについては収集しません。
- (3) オイル、粗大ごみ（電気製品・家具類・自転車・タイヤなど）、危険なもの（ガスボンベ・消火器・薬品・バッテリーなど）については収集しません。

- (4) 本運動と同時に集めた溝泥（土のう袋に入れたもの）は、後日の回収とします。集積場所は他のごみと同じ場所とします。ただし、溝泥のみ集積する場合は、溝泥のみの集積場所とわかるように位置図をお示してください。

8. 配布物

市は、事前に提出してもらった調査票に基づき、各地区協議会事務局（公民館）へ必要な物資を配布します。各地区協議会事務局（公民館）は各実施団体へ配布するものとします。

配布するもの・・・協力車両証、ボランティア袋、土のう袋、実施報告書

9. 実施報告書（市指定様式）

公民館は、実施団体ごとの、参加者数、実施場所、自己搬入した協力車両延べ台数、ごみの量（450袋換算）をとりまとめ、本市リサイクル都市推進課へ報告することとします。

10. 危険防止対策

新型コロナウイルス感染症や悪天候時等、作業時に危険が伴う可能性がある場合は、万全な対策をとったうえで実施することとします。

11. 注意事項

- (1) 悪天候時の清掃作業の実施については、実施団体で個別に判断することとします。
- (2) 悪天候時は、ごみの収集作業を中止する場合があります。
- (3) 本運動の実施期間中に事故等あった場合は、速やかに本市リサイクル都市推進課に連絡することとします。
- (4) 実施日以外で清掃活動を行い、市の回収を希望する場合は、作業日及び集積場所等を明確にするため、実施10日前までに「ボランティア清掃実施計画書」を本市リサイクル都市推進課へ提出することとします。
- (5) 私有地や共同住宅等敷地内のごみ（草、枝等）は管理者の責任で処理するものとします。

12. その他

この要領に定めるもののほか、詳細な事項については都度定めるものとします。

13. 主 催 松江市市民憲章推進協議会きれいなまち部会

協 力 松江八束清掃協同組合、松江環境整備事業協同組合、松江広域再生資源協同組合、
松江八束生活環境保全事業協同組合

担 当 松江市環境エネルギー部リサイクル都市推進課（TEL55-5678）

附 則

この要領は、令和2年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 14 日から施行する。